

# 旧東幼稚園跡地利活用に係る サウンディング型市場調査実施要領

## 1. サウンディング型市場調査の趣旨について

本市の東幼稚園は、令和4年6月30日付で閉園になり、令和5年度に園舎の解体・撤去が行われました。解体・撤去が行われて、2年程度経過しており、旧東幼稚園跡地について、市としての利活用方針を決定するため、民間事業者の公有地の利活用における柔軟なアイデアを広く取り入れたいと考え、サウンディング型市場調査を実施するものです。

本調査は、当該地利活用の可能性や条件について、対話を実施し民間事業者から意見等を伺うことを趣旨としています。

※ サウンディング型市場調査とは、公的不動産の有効活用を検討する際、検討の初期段階で民間事業者から意見や提案を求める市場調査で、民間事業者と対話をすることで、利活用の方向性、市場性の有無を把握し、利活用について幅広い検討を可能とするものです。

市は、民間事業者から意見等を聞き取ることで、民間事業者の柔軟な発想や提案を反映して事業案を作成することが可能となります。また、民間事業者は、サウンディング型市場調査において提案を行うことにより、事業実施時において自社の意見を一定程度事業案に反映できる可能性があります。

## 2. サウンディング型市場調査のスケジュール

スケジュール	内容
令和8年2月9日（月）	実施要領の公表
令和8年2月9日（月）～2月17日（火）	質問の受付（土、日祝除く）
令和8年2月9日（月）～2月17日（火）	現場見学 希望者のみ、事前予約制（土、日祝除く）
令和8年2月9日（月）～2月20日（金）	対話参加の申し込み
令和8年2月25日（水）	質問に対する回答
令和8年2月26日（木）、27日（金）	対話の実施
令和8年3月上旬予定	実施結果の公表

## 3. 実施の要領

### （1）参加対象者

以下に該当する方は、サウンディングに参加できません。参加対象者は法人に限らず、個人の参加も可能とします。サウンディングに参加した方に今後の事業への応募を義務づけるものではありません。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第2号から第3号の規定に該当する者

- ・ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てがなされている者
- ・ 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に該当する者または貝塚市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に該当する者
- ・ 大阪府暴力団排除条例第 14 条に違反している者
- ・ 国税及び地方税を滞納している者

## （2）対話の内容

以下の内容を想定していますが、全てについてご提案いただく必要はありません。また、これら以外の内容についてもご提案が可能です。

- ① 事業提案・アイデア
- ② 事業化の課題・条件等
- ③ その他

## （3）現地見学

現地見学をご希望される方は、事前に下記連絡先にお申し込み下さい。なお、現地についてご不明な点がありましたら、以下の連絡先にご連絡ください。

※現地見学は、対話申込みの条件ではありません。

＜連絡先＞ 貝塚市 総合政策部行財政管理課 公共施設マネジメント室

電話 072-433-7393

＜日時＞ 令和 8 年 2 月 9 日（月）～ 2 月 17 日（火）午前 10 時～午後 5 時

## （4）対話参加の申込み

様式 1 「参加申込書」に必要事項を記入し、E メールに添付の上、期間内に以下の申込先へお申込みください。なお、件名は【対話参加申込】としてください。

質問については様式 2 「質問事項」にてお願いします。

＜申込期間＞ 令和 8 年 2 月 9 日（月）午前 9 時～ 2 月 20 日（金）午後 5 時

＜申込先＞ 貝塚市 総合政策部行財政管理課 公共施設マネジメント室

E-mail : shisetsu@city.kaizuka.lg.jp

(5) 対話の実施（アイデア及びノウハウの保護のため、個別に行います）

＜日 時＞ 令和8年2月26日（木）、27日（金）

午前10時～午後5時（申込後、個別に調整しご連絡します）

＜時 間＞ 30分～60分程度

＜場 所＞ 貝塚市役所 会議室 または、WEBによる対話

WEBによる対話（ZOOMによる対話を予定しています）を希望される場合は、参加申し込み時にお知らせください。

#### 4. その他

(1) 留意事項

① 参加及び対話内容の取扱い

- ・ 対話の内容は、今後の事業実施の参考とさせていただきます。これらに活用されることがあることを前提にご提案ください。
- ・ 対話への参加実績が、今後の事業応募の条件となることはありません。
- ・ 対話への参加実績は、今後の事業応募の際の評価の対象とはなりません。
- ・ 対話での発言は、市・民間事業者ともに想定のものとし、今後の事業内容を拘束するものではありません。
- ・ 必要に応じ、追加のヒアリング、文書照会、アンケート等を実施することがあります。

② 対話に関する費用負担

- ・ 参加に要する費用は、参加者の負担とします。本市による費用の徴収または対価の支払いはありません。

③ 対話資料の提出について

- ・ 参加のために特別な資料や図面等を作成していただく必要はありません。（持参していただいても結構です）
- ・ 資料を持参する場合は、当日5部ご用意ください。（WEBによる対話を希望される場合は、事前に送付してください）

④ 実施結果の公表

- ・ 参加された事業者等の名称は公表いたしません。
- ・ 対話の際にいただいた質問及び意見については、概要としてまとめ令和8年3月上旬（予定）頃公表します。ただし、事業者のノウハウにあたる事項については、公表しません。公表できない情報については、対話の際に必ずその旨をお知らせください。

(2) 問合せ先

担当課 貝塚市 総合政策部行財政管理課 公共施設マネジメント室  
(担当：小牧・榎本)

所 在 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号

電 話 072-433-7393

F A X 072-433-7233

E-mail shisetsu@city.kaizuka.lg.jp